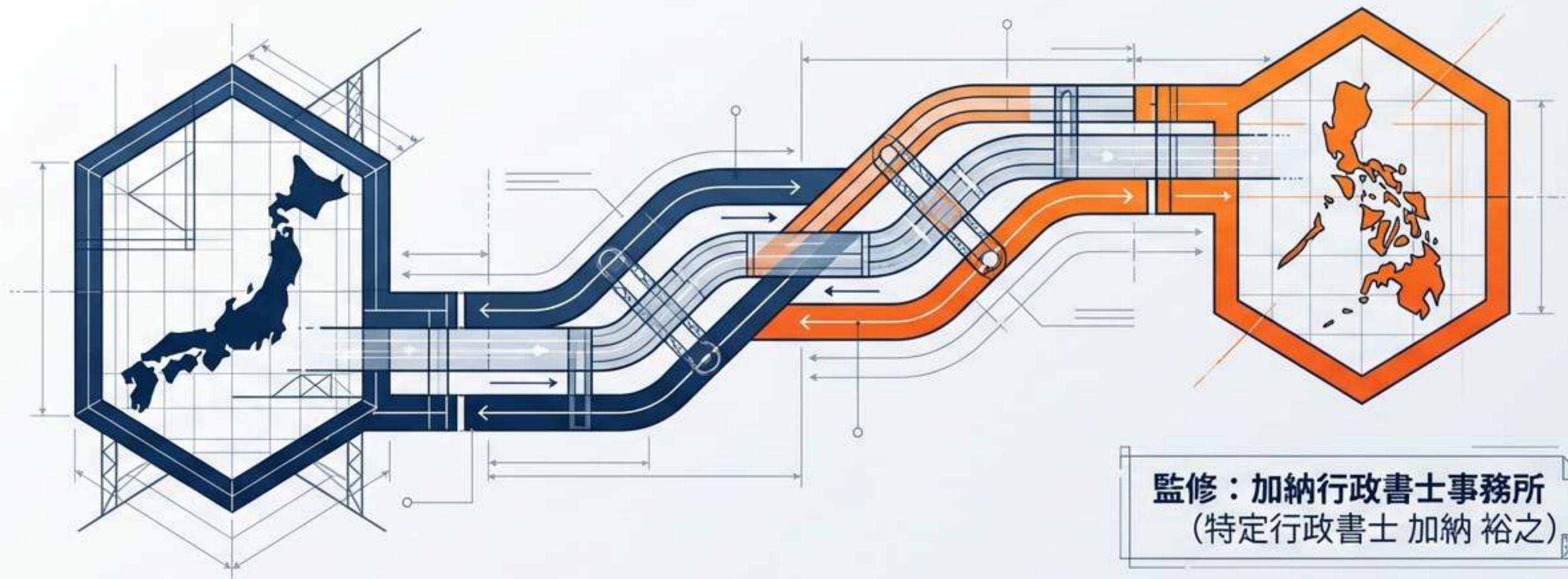


フィリピン人雇用の壁を越える： MWO（旧POLO）申請・完全攻略ロードマップ

複雑な二国間手続きを迷わず進めるための実務ガイド



「日本のビザ」だけでは、 彼らは出国できない

フィリピン人を雇用する場合、日本の出入国管理法だけでなく、フィリピンの海外就労法という「2つの国のルール」を同時にクリアする必要があります。日本の就労ビザが下りていても、フィリピン側の許可証 (OEC) がなければ、現地の空港で出国を止められてしまいます。

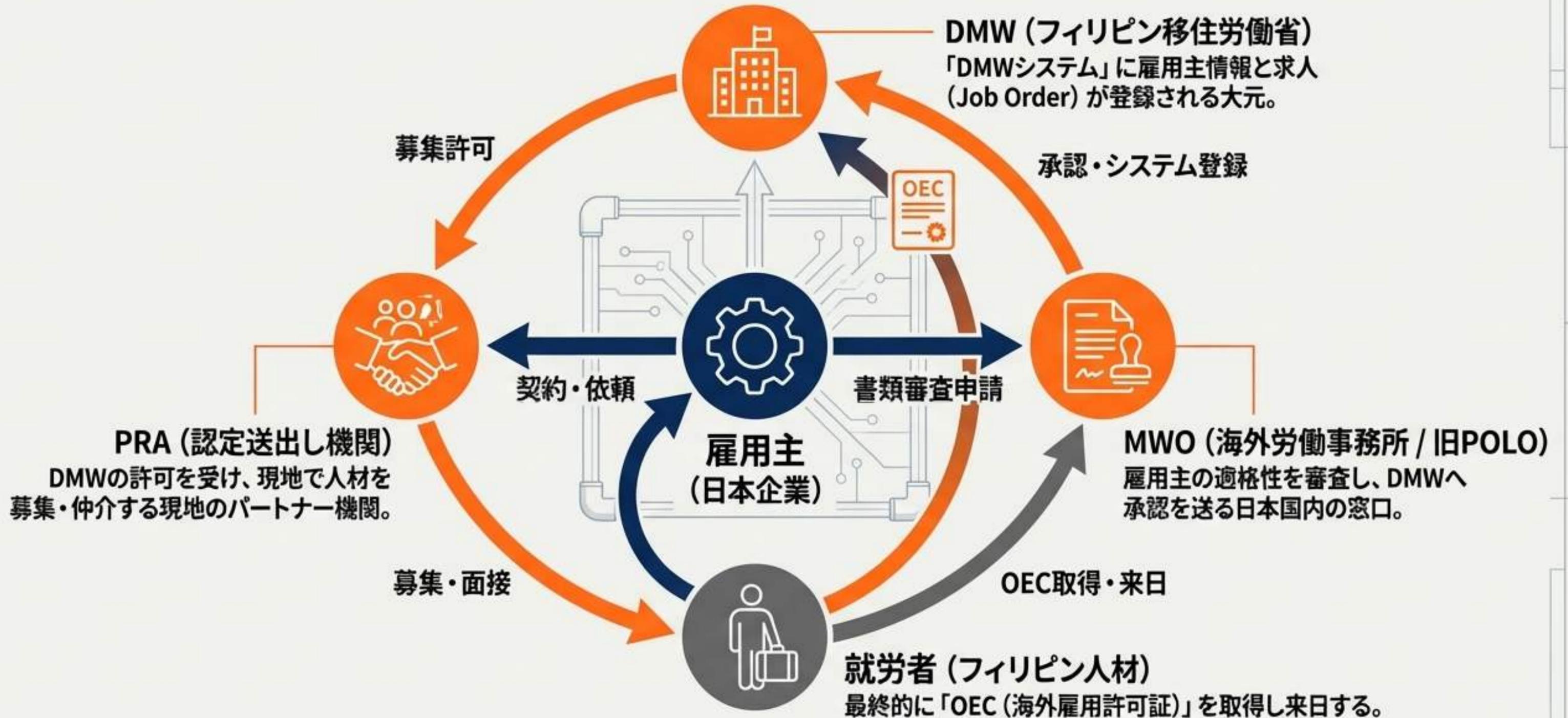
Key 1: 日本の就労ビザ
法務省管轄・日本での滞在許可

Key 2: OEC (海外雇用許可証)
DMW管轄・フィリピンからの出国許可

Key 2: OEC (海外雇用許可証)
DMW管轄・フィリピンからの出国許可



フィリピン雇用のエコシステム（必須キーワード相関図）



自社のケースではMWO申請が必要か？（対象者診断マトリクス）

取得する在留資格（ビザ）の種類

		就労系ビザ (技術・人文知識・国際業務、特定技能など)	身分系ビザ (永住者、定住者、配偶者等) & 企業内転勤
現在の居住地	フィリピン在住 (新規呼び寄せ)	【MWO申請 必須】 原則として送出し機関 (PRA) を 経由した手続きが必要です。	【MWO申請 不要】
	日本在住 (留学生・転職など)	【MWO申請 必須】 ※注意: 留学生を通訳等で新卒採用する 場合もOECの取得が必須となります。	【MWO申請 不要】

現地から呼ぶ場合の鉄則：「直接雇用」は原則禁止

フィリピン政府は自国民保護のため、公式ウェブサイト上で検索可能な認定機関（PRA）を介した用を義務付けています。日本企業がフィリピン人を雇用する第一歩は、優れたPRAを探して契約することから始まります。

**99%：PRA
（認定送出し機関）
経由での雇用**

**1%：直接雇用
（極めて困難な例外）**

専門家や熟練労働者など一部の特例のみ。ただし、年齢、資格、給与、福利厚生などの厳格な要件と人数制限があり、実現のハードルは極めて高いのが実情です。

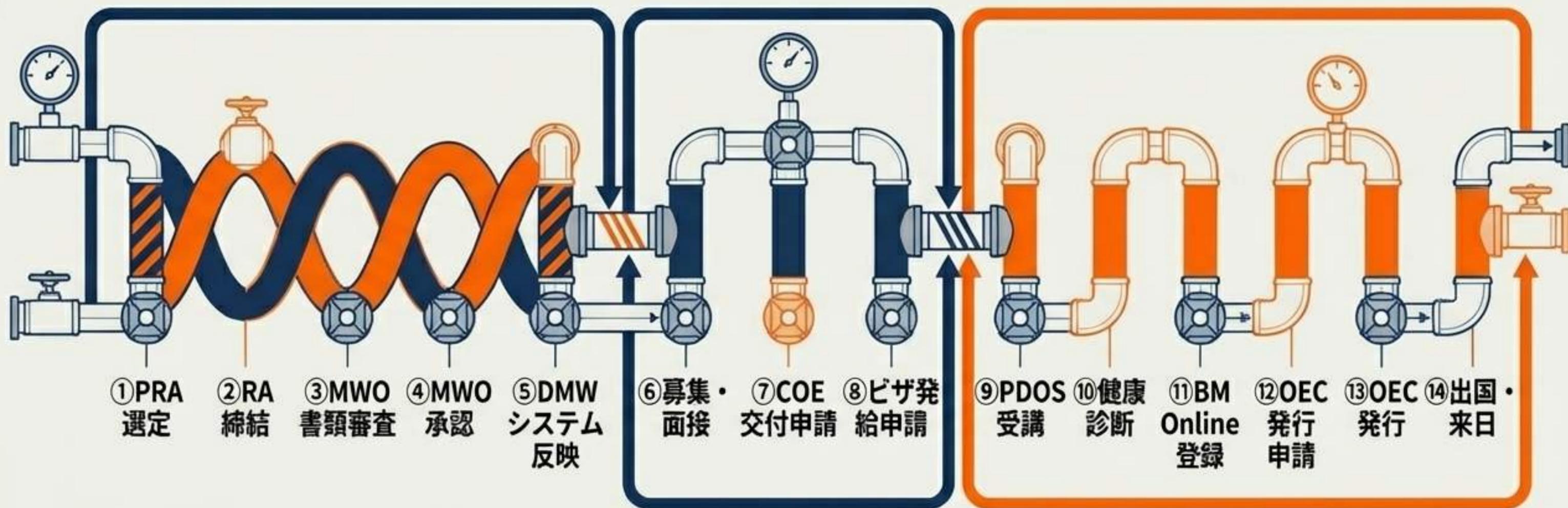
結論：フィリピン在住者を採用する場合、PRA（送出し機関）の利用が不可避の前提条件となります。

【全体像】 MWO申請から来日までの14ステップ

Phase 1：企業審査・DMW登録フェーズ
雇用主の適格性を証明する

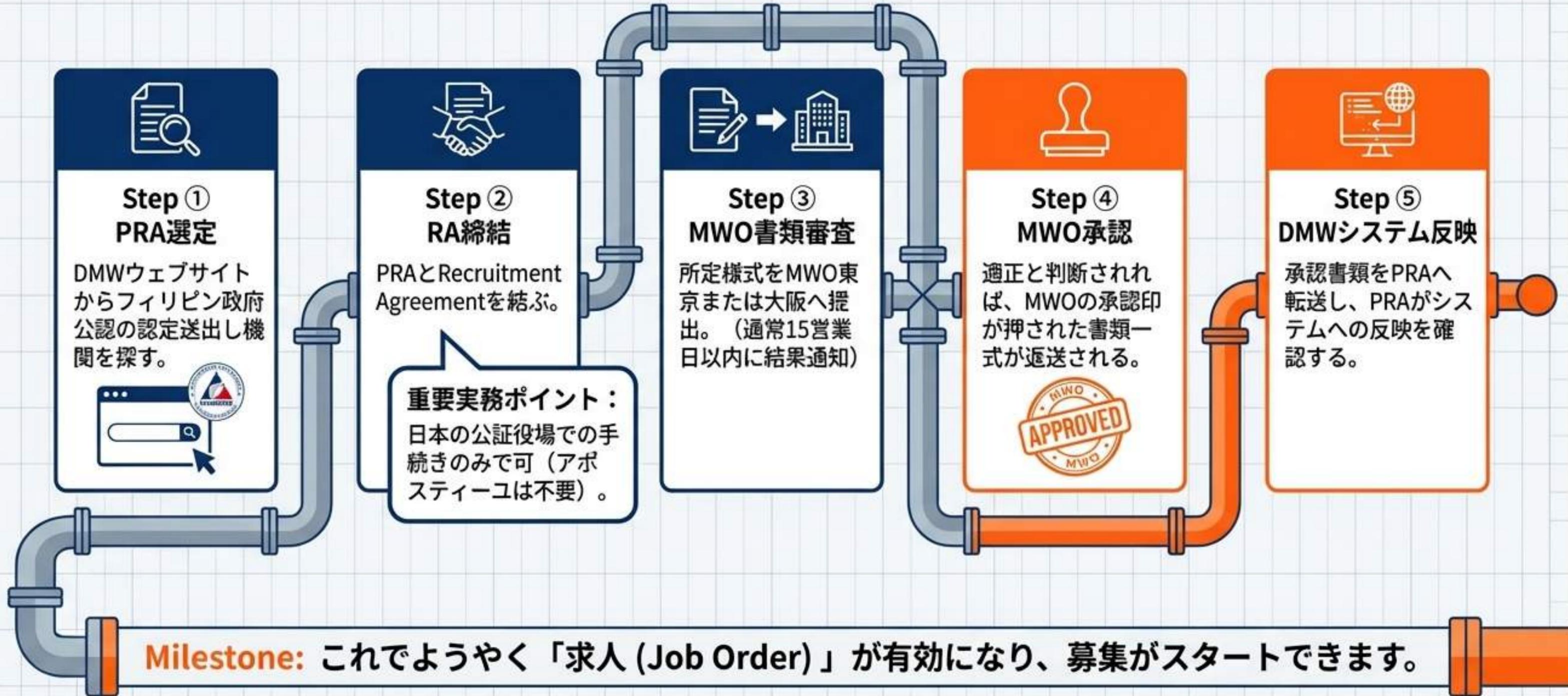
Phase 2：
人材募集・ビザ手配フェーズ

Phase 3：出国準備・OEC発行フェーズ
フィリピン側の出国クリアランス

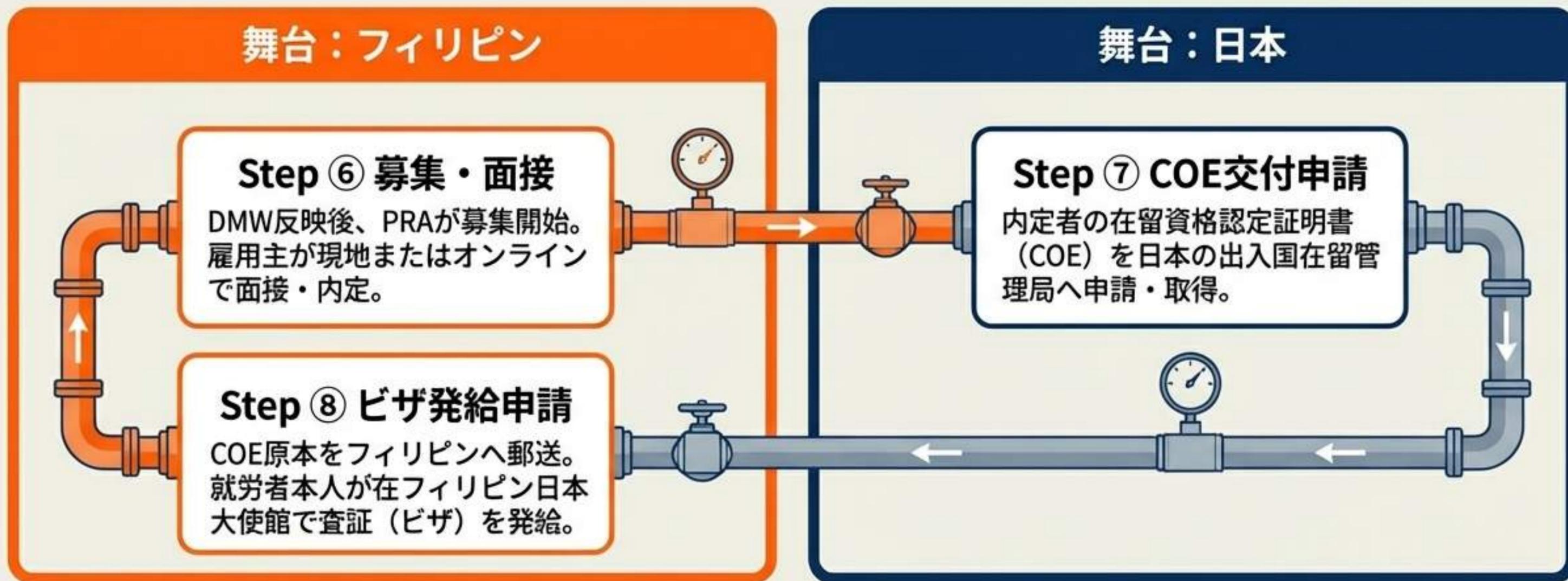


Phase 3：出国準備・OEC発行フェーズ
フィリピン側の出国クリアランス

Phase 1: 企業審査とDMWシステム登録

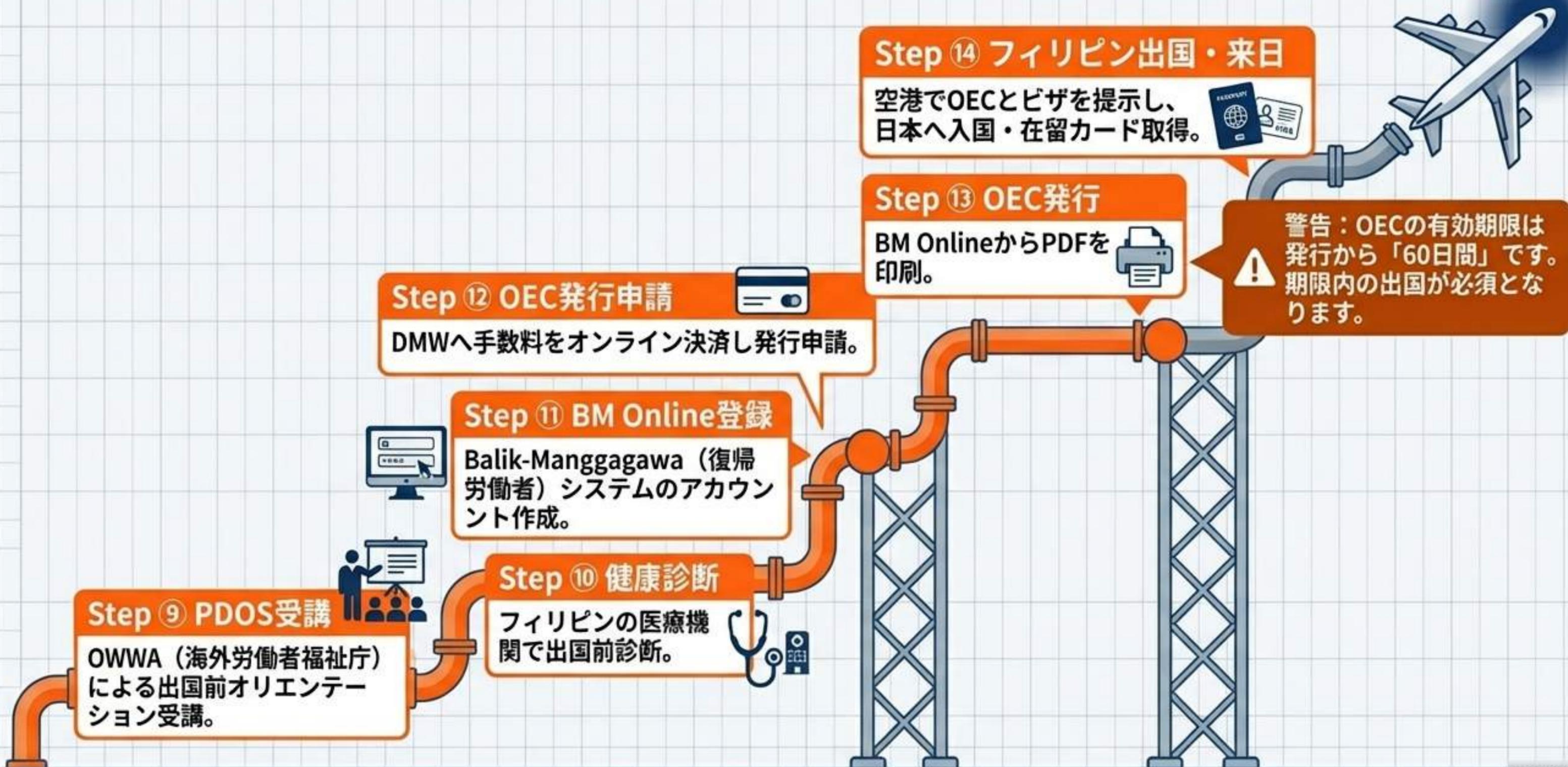


Phase 2: 人材募集と日本のビザ（COE）手配



Key Insight: 日本のビザが下りても、まだ終わりではありません。ここから就労者自身が行うフィリピン独自の出国手続き（Phase 3）が始まります。

Phase 3: 出国準備とOEC発行（就労者本人のタスク）



運用後の最大の落とし穴：一時帰国時の「出国停止リスク」

就労開始後1年以上が経過し、休暇等でフィリピンへ一時帰国する場合、入社時に取得したOEC（有効期限60日）は既に切れています。日本の「みなし再入国許可」だけで帰国すると、フィリピンから日本へ戻れなくなります。



「OEC免除申請」の条件と手続き (BM Online)

免除申請は「OECが不要になる」のではなく、「再取得の煩雑な手続きが免除される」制度です。以下の2つの条件が完全に一致している場合のみ適用されます。

Condition A:
同一雇用主であること
(会社が変わっていない)



Condition B:
同一就労場所であること
(働く場所が変わっていない)

**OEC免除証明書
発行可能**



※転職や異動があり、上記条件のいずれかが変更になった場合は免除申請が適用されず、再度新規にOECの取得手続きが必要となります。

専門家のサポートで、確実なフィリピン人材の受け入れを

フィリピン人雇用は、日本の入管手続きとフィリピンの独自ルールが複雑に絡み合う特殊なプロセスです。最新の法規制に対応し、スムーズな来日を実現するために、専門家によるトータルサポートをご活用ください。

加納行政書士事務所

代表 特定行政書士 加納 裕之

専門分野：入管取次・ビザ申請、
在留資格、外国人問題等



 Tel: 03-6403-5295 (受付時間 平日10:00-20:00)

 Address: 東京都千代田区平河町1-3-6
BIZMARKS麹町510

 アクセス：半蔵門線「半蔵門」駅徒歩3分 /
有楽町線「麹町」駅徒歩3分

【完全予約制】
無料相談のご予約はこちらから

